三　三級 イ　ロ又はハに掲げる者以外の者 （略） 学科試験 四、〇〇〇円 ロ　二十三歳未満の在職中の者 （略） 学科試験 四、〇〇〇円 ハ　二十三歳未満であって在職中の者以外の者 （略） 学科試験 四、〇〇〇円 四　基礎級 （略） 学科試験 四、〇〇〇円	三　三級 イ　ロ又はハに掲げる者以外の者 （略） 学科試験 三、〇〇〇円 ロ　二十三歳未満の在職中の者 （略） 学科試験 三、〇〇〇円 ハ　二十三歳未満であって在職中の者以外の者 （略） 学科試験 三、〇〇〇円 四　基礎級 （略） 学科試験 三、〇〇〇円
（略）	（略）
（略）	（略）

○農林水産省告示第四百三十二号

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第七条の規定に基づき、平成十八年農林水産省告示第千百十号（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第七条及び第九条第一項第一号の農林水産大臣が定める規格を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。	一　農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第七条の農林水産大臣が定める規格は、次の表のとおりとする。
生産条件不利補正対象農産物の種類 / 麦～菜種 / （略）	規格
備考 一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。 イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、せとのほほえみ、たつきらり、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、ちくし春香、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ほしみらい、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。 ロ　（略） 二～九　（略） 二　（略）	備考 一　この表において「パン・中華麺用品種」とは、次の要件のいずれにも該当する小麦の品種をいい、「非パン・中華麺用品種」とは、パン・中華麺用品種以外の小麦の品種をいう。 イ　銘柄が、アオバコムギ、キタノカオリ、銀河のちから、くまきらり、コユキコムギ、さちかおり、せときらら、セトデュール、セトデュールR五、ダブル八号、タマイズミ、ちくしW二号、ちくし春香、つるきち、長崎W二号、夏黄金、ナンブコムギ、ニシノカオリ、ハナチカラ、ハナマンテン、はる風ふわり、はるきらり、はるみずき、ハルユタカ、春よ恋、福井県大三号、ミナミノカオリ、みなみのやわら、みのりのちから、モチハルカ、やわら姫、ゆきちから、ゆめあかり、ユメアサヒ、ゆめかおり、ユメシホウ又はゆめちからであること。 ロ　（略） 二～九　（略） 二　（略）